平成18年3月18日安中市規則第130号

(趣旨)

第1条 この規則は、安中市道路占用料徴収条例(平成18年安中市条例第176号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(道路の定義)

第2条 この規則において「道路」とは、条例第2条の規定によるものをいう。

(許可申請書の様式)

- 第3条 道路を占用しようとする者は、様式第1号による申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の申請書には、占用目的により次の各号の関係書類を添付しなければならない。
 - (1) 案内図
 - (2) 平面図 (付近100メートル以内の見取図)
 - (3) 実測求積図、縦断面図、横断面図
 - (4) その他道路管理者が特に必要と認めて指示した図書等

(条件付許可)

第4条 市長は、道路管理上その他必要があると認めたときは、道路占用の許可に条件を付すことができる。

(占用の許可)

- 第5条 市長は、占用を許可したときは、道路占用許可・回答書(様式第2号)を交付する。 (許可事項の変更)
- 第6条 前条の規定により許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)が許可事項を変更しようとする場合は、道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)で定めた軽易な事項以外については、様式第1号による申請書(変更)を市長に提出して許可を受けなければならない。

(占用の標示)

第7条 道路占用者は、占用地又は占用に伴い施設をした工作物の見易い箇所に、様式第3 号により道路占用許可済の旨を標示しなければならない。

(占用の期間)

第8条 占用の期間は、令で定める期間とする。ただし、市長において必要と認めたものは、

この限りでない。

(許可の取消)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は占用の許可を取り消すことができる。
 - (1) 道路占用者が法令、条例、規則等に違反したとき。
 - (2) 道路管理上必要があるとき。
 - (3) その他市長において必要があると認めたとき。

(道路の原形回復)

- 第10条 占用の期間を満了し、若しくは期間内返還を命ぜられ、又は道路占用者(以下「占用者」という。)の都合により占用を廃止した場合は、原状回復の上、様式第4号による道路占用原形回復届により市長に届け出て、検査を受けなければならない。
- 2 占用の許可を受けた法人が解散したときは、清算人が前項の処置をしなければならない。
- 3 道路占用者が死亡し、その相続人が占用権を放棄した場合は、相続人が第1項の規定する処置をしなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による検査の結果、不適当と認めるものがあるときは原状の回復を命じ、又は第三者をして補修させることができる。この場合の補修に要する費用は、道路占用者の負担とする。

(占用の継続)

第11条 継続して占用の許可を受けようとする者は、占用期間満了1箇月前までに様式第 1号による申請書(更新)を市長に提出して許可を受けなければならない。

(権利の譲渡又は承継)

- 第12条 道路占用の権利を譲渡し、又は承継しようとする者は、当事者連名をもって(法 人合併による承継については合併後存続する法人において)事由を具し、市長の許可を受 けなければならない。
- 2 前項の場合において、相続によって承継する者は、戸籍謄本を添えその旨市長に届け出 なければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の安中市道路占用規則(昭和40年安中市規則第17号)又は松井田町道路占用料徴収条例施行規則(平成7年松井田町規則第2号)

の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりな されたものとみなす。

(施行期日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条、第6条、第11条関係)

道路占用 許 可 申 請 書 安中市長 様

規	新	更		_	年		月	F	3
						_			
				年		月		H	
		(∓)	
	住	所							
	氏	名					(1	
		担	当者						

毎 田 亦 ()

(TEL

道路法 第32条 の規定により 許可を申請 します。

占用の目的					
占用の場所	路線名	市道	号線	車道・	歩道・その他
白用の傷別	場所	安中市		番地先	
占用物件	名	称	規	模	数 量
白 用 40 FF					
占用の期間	年	月 日から		占用物件	
H 711 -> 731 Hd	年	月日まて		の構造	
工事の期間	年	月日から		工事実施	
	年	月 日まて		の方法	
道路の復旧方法				添付書類	
備考					

記載要領

囲むこと。

- 1 「許可申請 「第32条 及び 「許可を申請 については、該当す 協 議 」、 第35条」 及び 協 議」 については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 新 更 変更 については、該当するものを○で囲み、変更又は更新の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載す
- ること。 4 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、 起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で
- 5 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更 前のものを()書きにすること。
- 6 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造を明らかにした図面その他必要 な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

様式第2号(第5条関係)

道路占用許可書

新規	更新	変更	(番号)	年	月	日
			第		号	
			年	月	日	
	住	所_				
	H-	12.			糕	

占用の	の目的													
上田。	占用の場所		線名	市	道		号繪	泉		車道・歩道・その他				
口用の物別		場	所	安中	市						番地先			
			名		称		規		模	ğ	数		最	
占用	物件	か 件												
上田の	7) HH PH			年	月	日か	6	[#]	占用4	物件				
占用の期間		4		年 月 日		日ま	きで "		の構	造				
工事の期間				年	月	日か		[11]	工事					
7. 4. 4	> 291 Inf			年	月	日ま	で	1113	の方	法				
	の復旧								添付	朴鞱				
方	法								13-11					
h-	初年	度	¥				(算定	()						
占	年	額	¥				_							
用	最終年	巨度	¥				_							
料	総	額	¥											
17	(履行	期限)	納入	通知書	によ	り指定す	-る期限						
	年	月	日存	けけで	申請協議		かった占	用につい	ては、					
				5	別紙条	件を作	けして	許可 回答	る。					
								安中市	iĘ				印	

様式第3号(第7条関係)

				道	路	占	用	許	пJ	済	
許		可			年	月		B		第	号
路線	路線名		市道					号線			
場		所	安中市								番地先
目		的									
期		間	自至		年年	J		日日			
占用の	占用の面積							п	n ²		
上田本	住	所									
占用者	氏	名									
許 可 者 安中市			安中市長								

注)現地の見易い箇所に掲示すること。

様式第4号(第10条関係)

道路占用原形回復届

年 月 日

安中市長 様

(〒) 住 所 氏 名 旬 担当者 (TEL)

次のとおり原形に回復しました。

占用許可年月日 及び許可番号				年 月 第	日 号			
占用の場所	路	線	名	市道		号線		
日用の参加	場		所	安中市				番地先
占用の目的								
占用の期間			4	年 月	日から	年	月	日まで
工作物・物件 又は施設の構造								
占用の面積								
原形回復完了日			4	年 月	日			
回復の方法								

様式第1号(第3条、第6条、第11条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第10条関係)